

平成 2 2 年度京都市公共事業評価

対 応 方 針

平成 2 3 年 2 月

京 都 市

平成 23 年 2 月
京 都 市

平成 22 年度公共事業評価について、京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の意見書を踏まえ、下記のとおり対応方針を定める。

記

1 全体について

再評価の対象となった 8 事業の対応方針は別紙 1 のとおりであり、7 事業については、「事業継続」とし、1 事業については、「事業休止」とする。

事後評価の対象となった 2 事業の対応方針は別紙 2 のとおりであり、2 事業とも「今後の事後評価、改善措置とも不要である」とする。

なお、これまでも「休止」となった事業があるが、それら事業については、再開する場合の評価委員会での取り扱いが制定されていないため、その対応について、検討していく。

2 個別事業について

<再評価>

（１）街路事業 深草疏水通

本事業は、琵琶湖疏水の堤防敷等を利用して、歩行者の安全や地域住民の生活環境の向上を図るため、緑豊かな親水性のある自転車歩行者道として、鴨川東岸線と一体的に整備を進めているものである。

本事業は既に用地買収が完了し、道路築造工事もほぼ完成している。

今後は、現在事業中である鴨川東岸線の進ちよくに合わせて事業の早期完成に努める。

(2) 街路事業 山陰街道

本事業は、葛野中通を起点とし国道9号を終点とする京都市西部地域の東西補助幹線道路で、桂川街道から府道桂停車場線までを整備することにより、阪急桂駅への路線バスの円滑な運行と、歩行者の安全な通行を確保し、また、古い街並みが残っている周辺環境に配慮しながら、地域の活性化を図るものである。

今後も引き続き、事業の早期完成に向けて、残る用地買収を進め、更なる事業の進ちよくを図る。

(3) 街路事業 向日町上鳥羽線（第二工区）

本事業は、国道171号久世橋付近における交通渋滞の解消を図り、安全で円滑な道路交通を確保するため、既に暫定供用されている第一工区と連携して整備するものである。

今後も引き続き、事業の早期完成に向けて、残る用地買収を進め、関連工事である第一工区とともに更なる事業の進ちよくを図る。

(4) 道路事業 小川通

本事業は、本路線に隣接する普通河川小川の廃川敷地を一体的に活用して道路拡幅及び歩道整備を行うことにより、地域の交通の安全確保と土地の有効活用を図るものである。

今後も引き続き、事業の早期完成に向けて、残る用地買収を進め、更なる事業の進ちよくを図る。

(5) 道路事業 主要地方道 大原花背線

本事業は、国道367号と国道477号や京都広河原美山線を東西に結び、京都市北部地域における外郭幹線道路として、北部

地域間の連絡や京都市街地との連絡の緊密化，また，災害時の代替道路等の機能など地域の活性化を促進するものである。

本事業の機能として，道路ネットワークの形成強化，旧京北町域との連携強化及び農林業，観光レクリエーション産業の支援があげられ，本事業の完成により，これらの効果が見込まれるため，その整備の必要性は依然として高い。

しかしながら，現在の京都市の財政状況は極めて深刻な事態となっており，今後は，より高い事業効果を発現できる事業を選択し，限られた予算を集中して投入していく必要があることから，完成までに多くの事業費を要する本事業の継続実施は困難である。そのため，社会経済情勢が回復し，整備に向けた環境が整うまでの間，本事業は休止とする。

（６）土地区画整理事業 上鳥羽南部地区

本事業は，京都国際文化観光都市建設計画の一環として，幹線道路である油小路通などの都市計画道路と近隣公園等の公共施設の整備を，隣接する土地区画整理事業施行地区と連携して施行することにより，健全で良好な市街地の形成を図るものである。

これまでの取組により事業の進捗率は９４．８％に達し，事業は最終段階となっている。今後も引き続き，事業の早期完了に向けて，更なる事業の進捗を図る。

（７）土地区画整理事業 竹田地区

本事業は，京都国際文化観光都市建設計画の一環として，幹線道路である油小路通他３路線の都市計画道路及び近隣公園を根幹とした整備を行うとともに，隣接する土地区画整理事業施行地区との連携した公共施設整備を行うことにより，健全で良好な市街地の形成を図るものである。

これまでの取組により事業の進捗率は９９．６％に達し，事業は最終段階となっている。今後も引き続き，事業の早期完了

に向けて、更なる事業の進ちよくを図る。

（８）土地区画整理事業 伏見西部第五地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幹線道路である向島神足線等の都市計画道路を骨格として、周辺地域と整合した公共施設の整備改善を行い、健全で良好な市街地の形成を図るものである。

本事業は、施行面積が広大であるとともに費用も膨大であることから、今後は、公共事業評価委員会から付されている意見のとおり、早期に事業効果が発現するよう事業計画を見直し、事業の早期完了に向けて更なる事業進ちよくを図る。

<事後評価>

（１）街路事業 国鉄嵯峨駅北通

本事業は、ＪＲ山陰本線嵯峨嵐山駅と丸太町通を結ぶアクセス道路と駅前広場を整備し、駅へのアクセス機能を向上させるとともに、関連して進められている嵯峨嵐山駅の橋上駅化事業や自由通路の整備事業と連携することにより、公共交通の利便性の向上及び駅周辺の地域活性化に寄与するものである。

本事業により、ＪＲ嵯峨嵐山駅への北側からのアクセスが可能となり、地域の利便性の向上が図れるなど、道路整備による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について住民の理解を得るため本事業実施に伴う効果を活用していきたい。

（２）土地区画整理事業 伏見西部第二地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幹線道路である油小路通他２路線の都市計画道路及び公園等の公共施

設の整備を行うことにより、健全で良好な市街地の形成を図るものである。

本事業により、公共施設が計画的に整備、配置され、良好な市街地環境が形成されており、宅地に関しても道路に接して再配置され、整形化されたことから有効活用できる状況となっているなど、土地区画整理事業による効果が発現されていることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。

また、今後、同種事業を行っていく際には、事業が長期化しないように、面積が大きい場合には工区分けを検討するなど、短時間で事業完了できる施行区域の検討をしていきたい。

平成 22 年 度 再 評 価 対 象 事 業 一 覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後 10 年間を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価の実施後 5 年間を経過した時点で継続中の事業
 ④ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単*	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
街路事業	1	補	深草疏水通	延長 L=524m 幅員 W=6～21m	H8	③	15	「事業継続」
	2	単	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15m	H2	③	21	「事業継続」
	3	補	向日町上鳥羽線 (第二工区)	延長 L=1,045m 幅員 W=22～39m	H8	③	15	「事業継続」
道路事業	4	単	小川通	延長 L=270m 幅員 W=9.5～11.5m	S55	④	31	「事業継続」
	5	単	主要地方道 大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	延長 L=11,900m 幅員 W=8.5m	S54	③	32	「事業休止」
土地区画整理事業	6	補	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46	③	40	「事業継続」
	7	補	竹田地区	面積 A=48.1ha	S49	③	37	「事業継続」
	8	補	伏見西部第五地区	面積 A=108.9ha	H13	②	10	委員会から付された 意見に基づき 「事業継続」

* 「補」は国庫補助事業、「単」は京都市単独事業を示す。

平成 2 2 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内の事業
 ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	補※ 単	事 業 名	事業概要	採 択 年 度	該 当 条 件	完 了 年 度	対 応 方 針
街 路 事 業	1	単	国鉄嵯峨駅北通	延長 L=143m 幅員 W=11m 駅前広場面積 A=2,100m ²	H3	①	H20	「今後の事後評価，改善措置とも不要である」
整 土 地 区 画 事 業	2	補	伏見西部第二地区	面積 A=117.5ha	S44	①	H17	「今後の事後評価，改善措置とも不要である」

参 考 資 料

京都市公共事業評価実施要綱

京都市公共事業評価実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業に関し、事業の必要性や効果等を客観的に評価し、公表することにより、公共事業における効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業（維持管理に属する事業及び実施期間が1年以下の事業を除く。）をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先度を判断するために行う評価をいう。
- (3) 再評価 この要綱に定める再評価対象事業について必要に応じて事業の見直し等の検討を行う評価をいう。
- (4) 事後評価 この要綱に定める事後評価対象事業について、事業完了後の事業効果等の確認を行い、今後の事後評価の必要性や改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種の事業の計画・調査のあり方や事業手法の見直し等に反映させることを目的として実施する評価をいう。
- (5) 事業採択 事業費の予算化をいう。
- (6) 未着工 用地買収手続及び工事のいずれにも着手していないことをいう。
- (7) 事業完了 別表により所管事業ごとに定義するものをいう。
- (8) 環境衛生施設整備事業 平成11年3月9日付け生衛発第355号厚生省生活衛生局水道環境部長通知で規定している環境衛生施設(水道施設(水道事業又は水道用水供給事業の用に供するダム等水道水源開発のための施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設を含む。))及び廃棄物処理施設をいう。)の整備に係る事業をいう。
- (9) 廃棄物処理施設整備事業 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定している廃棄物を処理する施設の整備に係る事業をいう。

(京都市公共事業評価委員会)

第3条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために京都市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、意見を求める。

(委員会の公開)

第4条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると委員会が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により会議を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

3 第1項の会議とは、再評価又は事後評価対象事業についての事業説明、審議及び意見書の取りまとめに係る会議とする。

4 会議の公開は、傍聴を認めることにより行うとともに、公開した会議については会議録を作成し、これを公表する。

(結果の公表)

第5条 市長は、第9条又は第14条に定める対応方針の決定後速やかに、その内容を公表しなければならない。

第2章 再評価

(再評価対象事業)

第6条 再評価は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業について、実施する。

(1) 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

(2) 事業採択後10年間（環境衛生施設整備事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業

(3) 再評価の実施後5年間（下水道事業については、10年間）を経過した時点で継続中の事業

(4) 前3号に定めるもののほか、社会経済情勢等の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

2 前項第1号及び第2号の期間は、事業採択の日が属する年度の4月1日から起算するものとし、前項第3号の期間は、再評価の実施の日が属する翌年度の4月1日から起算するものとする。

(再評価の実施時期)

第7条 再評価は、前条第1項各号に規定する期間の満了前に実施するものとする。

(再評価の方法)

第8条 市長その他の本市の行政機関は、再評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

(1) 事業に係る実施及び供用開始の目途

(2) 地域状況の変化等、事業を取り巻く社会経済情勢等の変化による事業の実施の効果

(再評価の対応方針の決定)

第9条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、再評価対象事業について必要に応じ中止、休止を含む事業の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

(フォローアップ)

第10条 市長その他の本市の行政機関は、再評価を行った事業のうち、継続中の事業について、進捗状況、社会経済情勢の変化その他必要と認める事項を委員会に報告しなければならない。

第3章 事後評価

(事後評価対象事業)

第11条 事後評価の対象とする事業は、本市が実施する公共事業のうち、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- (2) 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

(事後評価の実施時期)

第12条 事後評価の実施時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当する事業にあつては、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- (2) 前条第2号に該当する事業にあつては、市長その他の本市の行政機関が実施時期を決めるものとする。

(事後評価の方法)

第13条 市長その他の本市の行政機関は、事後評価の実施に当たって、次の各号に掲げる事項について検証を行わなければならない。

- (1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (2) 事業実施に伴う事業効果等

(事後評価の対応方針の決定)

第14条 市長その他の本市の行政機関は、委員会の意見を尊重し、事後評価対象事業について、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、事後評価対象事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法等の見直し等の対応方針を決定しなければならない。

第4章 その他

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、再評価及び事後評価の実施並びに新規採択時評価に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(関係規定の廃止)

- 2 「京都市公共事業再評価実施要綱（平成10年12月15日）」は廃止する。

別表（第2条関係）

所管事業	事業完了の定義
都市公園等事業	原則として計画区域全体において，都市公園法第2条の2に基づく供用開始の公告が行われた時点
土地区画整理事業	原則として換地処分が行われた時点
下水道事業	原則として全体計画に規定している施設整備が完了した時点
市街地再開発事業	すべての工事が完了し，精算が行われた時点
河川事業	原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
道路，街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
廃棄物処理施設整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
農地防災事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設がすべて完成した時点
住宅宅地関連公共施設等総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地整備総合支援事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
密集住宅市街地整備促進事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅市街地総合整備事業	原則として国庫補助事業が完了した時点
水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
簡易水道事業	原則として事業採択を行った箇所又は区間がすべて供用を開始した時点
都市・幹線鉄道整備事業	事業採択を行った箇所及び区間がすべて供用を開始した時点